

徳島県監査委員告示第一号

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県監査委員	岡	嶋	悦	夫
	鹿	山	公	弘
同	大	寺	健	司
同	眞	貝	浩	司
同	古	野		司

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示

徳島県監査事務局規程（昭和三十九年徳島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「経営戦略部総務事務管理課」を「企画総務部総務事務管理課」に改める。

第九条中「文書管理、」及び「ものとする」を削り、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条を次のように改める。

（公文書の管理）

第十条 事務局の公文書の管理については、別に定めのあるもののほか、徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）の例による。この場合において、同訓令第三条第一項中「企画総務部総務監察課法制文書室長（以下「法制文書室長」という。）とあるのは「事務局長」と、同訓令（同項、第十三条及び第二十条を除く。）中「法制文書室長」とあるのは「事務局長」とする。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。